



●不動産・住宅ローン・保険・資産運用・相続など、ライフプランに不可欠なお金の話をFP(ファイナンシャルプランナー)の方々に教えていただきます。

## 第11回 「注目される、家族による信託」



株式会社 ムーラン

代表取締役

ファイナンシャルプランナー

(CFP® 一級ファイナンシャルプランニング技能士)

村田 巖 Iwao Murata

### <プロフィール>

1963年8月21日生まれ (52歳)

秋田県立大館鳳鳴高校、東京経済大学卒。

大手住宅メーカー、青森市内の不動産業者を経て、2008年3月株式会社ムーラン開業。

### <その他保有資格>

- ・不動産コンサルティングマスター
  - ・宅地建物取引士・管理業務主任者
  - ・福祉住環境コーディネーター2級 など
- ※二種証券外務員試験合格者

### FP(ファイナンシャルプランナーとは)?

あなたや家族の夢や希望をかなえるための人生設計=ライフプランについて、金融、税制、不動産、保険、年金制度などの知識を備え、あなたの立場で考えアドバイスや資産設計を行い、併せて実行を援助する専門家です。

高齢社会を迎えている今、相続だけではなく、自分が生きている間に判断能力が低下したときでも希望通りに財産の管理・運用・処分をしたいが、どうしたらいいだろうと考える人も増加しています。

そこで今、注目されているのが家族による信託です。

信じて託す一信託とは、財産を持っている人(委託者)が、信頼できる人(受託者)に一定の目的のために、自分の財産の管理・運用・処分を任せ、そこで得られた利益を特定の人(受益者)に渡す仕組みのことを言います。

その際、営利を目的とせず信頼できる人(受託者)の役割を家族や親族が引き受ける一これが家族による信託です。

この信託は、委託者と受託者の信託契約によって内容が定められ、その内容に沿って遂行されることとなります。

信託の特徴のひとつとして、財産の名義が委託者から受託者に変更されることが挙げられます。例えば、父親(委託者)が所有しているアパートの管理・運営を長男(受託者)に任せて、賃貸収入は父親自身(受益者)が受け取るという内容で信託契約を結んだ場合、登記上、父親から長男にそのアパートの所有権が移転します。登記簿の移転の原因欄には「信託」と記載されます。

このとき、登記上は長男に財産が移転していますが、実際には長男は信託行為の遂行を任せただけですので、長男固有の財産とは分別管理されることとなります。仮に長男に借金があり、その返済が滞って債権者から求償されたとしても信託財産には影響が及びません。このことを倒産隔離機能といい、信託の特徴的なメリットでもあります。

先ほどの例のように、委託者と受益者が同じ人の場合もありますが、受益者を父親の配偶者、つまり母親とすることも可能です。

但し、受益者を父親自身にした場合と母親にした場合とでは税制上の取り扱いが異なってきます。

父親は自分の財産から得られる利益を受けているに過ぎないので、そこでの課税は生じません。今まで通り確定申告をすればいいだけです。受託者である長男は、受益者のために信託契約の内容に沿って任されたことをしているだけで、何ら経済的な利益を受けていないので課税されることはありません。

でも母親が受益者になった場合は、配偶者である父親からの実体的な贈与となり課税対象となります。

家族による信託は、財産の所有者の判断能力があるうちに自分の生前、死後にわたって財産をどのように管理・運用・処分するかを相当に自由に決められる利点があります。

成年後見制度の場合は、本人の判断能力が低下する前には、成年後見人が財産の管理をすることができませんが、信託であれば判断能力があるうちから、受託者に財産管理を任せられることができます。

又、遺言では自分の死後、次の相続が発生したとき財産を承継する人を定めることはできませんが、信託契約書で定めれば、自分の死後に財産を承継した人が亡くなったときの次の承継者を指定することも可能です。

このように使い勝手のよい信託ですが注意しなければいけない部分もあります。

受託者には信託法で定められた義務が生じます。委託者から任されたことを受益者のために行う立場ですから、その任された財産の管理・運用・処分が信託契約の目的に沿って適正に行われていることの証として決算書等を作成しなければいけないことなどが一例です。現実的には受託者自身が決算書を作成することは困難ですので税理士等の有資格者に依頼することもあると思いますが、それに伴う費用も発生します。

又、受託者には成年後見人が有する身上監護権がないため、生活・医療・介護に関する契約や手続きを行うことができません。

前述のように、受益者を誰にするかによって課税が生じることもあります。

信託の長所と短所を見極め、場合によって成年後見制度との併用や、遺言と信託契約書の併用をした方がよいケースもあります。

高齢社会において誰もが抱える不安の解決の選択肢は増えましたが、だからこそ、どのようにするのが自分にとってベストなのかを早いうちから検討することこそが、その不安の解消のための近道だと思えます。



(公社)青森県宅地建物取引業協会会員 青森県知事免許(2)第3284号



〒030-0821 青森市勝田1-5-12 (みちのく銀行本店北側)

■営業時間/AM9:00~PM6:00※火曜日はPM2:00まで ■休業日/水曜日・祝日

■TEL : 017-718-2741 ■FAX : 017-718-2742

■URL <http://www.moulin-fp.co.jp> ■E-mail [moulin@basil.ocn.ne.jp](mailto:moulin@basil.ocn.ne.jp)

不動産の売買、賃貸、管理  
ご相談下さい。  
相続対策や有効活用法の提案など  
総合的にサポートします。

